

# 山梨県スポーツ指導者協議会会報

第1号

平成3年3月

スポーツ指導者協議会設立に思う

会長 一本 昭男

旧来のスポーツ指導者協議会は昭和五十六年に発足した。実質的組織作りがないまま、全国協議会や関東地区協議会に参加すると、他県のすばらしい活動の様子を見聞するにつけ、うらやましくも思うことがあった。

しかし、指导者相互の連携は少なかった。昭和六十三年文部省認定の社会体育指導者制度が発足し、従来以上に指導者の位置付けが確立し、地域スポーツ指導者、競技力向上の指導者、商業施設の指導者と分けられると共にその養成には相当の学習内容が義務付けられた。これは欧州諸国にみられるスポーツ指導者と同様、質的向上と共に位置付けを確立する意義のある制度と思われる。

これにともなって、JOC（日本オリンピック委員会）も法人として独立して、競技力向上のために従来より活躍しやすい組織作りが行われた。

文部省も競技力向上をめざすスポーツ課と国民のスポーツ普及発展をめざす生涯スポーツ課に分離され、相互に歩み始めた。これは現代の社会的要件に対応した変遷でもある。山梨県のスポーツ指導者協議会も新しい組織としてスタートすることになった。

従来の制度は山梨県体育協会の寄付行為の規程に基づく組織として、専門委員会と同等の位置付けで、常に理事会の承認による活動の制約を受けていた。しかし、新制度は指導者相互の連携による組織であり、自主独立の活動のできる組織となつた。従来の組織は体協加盟競技団体や都市体協の推薦者によって構成されたが、今回から公認スポーツ指導者を主体とした組織で構成されるように改められた。

運営経費も従来は体協の特別会計であったものが、会員の会費と補助金でまかなわれる。

新制度の設立総会は平成二年二月十八日県立総合婦人会館で開催された。同時に最初の研修会が開催され、日本体育協会の担当者から新制度の公認スポーツ指導者の位置付けや将来の展望等についての講演が催された。

更にスポーツ指導者が苦手な法律問題として、事故時に発生する対応や保険制度の研修を行つた。

最後に人間の救急時の対応として、心肺機能の蘇生法（人工呼吸法・心臓マッサージ）の実習を日本赤十字社の専門指導員から手ほどきを受けた。

これら新制度の指導者協議会の発足を機会に、各競技種目指導者の交流をはかり、他競技の特性を知ることによって、自分の所属する競技力の向上をめざし、国際的に通用する選手の育成を期待したい。更に未普及種目の発展も願つてゐる。

他方、スポーツ指導員による地域スポーツの活性化と共に多様化しているスポーツの普及発展に貢献されることを願つてゐる。

今、指導者の胸にあるものは何であろうか。指導者自身の位置付けと活用であると思う。近代スポーツの技術向上は科学的指導法と人間性陶冶である。自分達の周辺にも優れた指導者がおり、皆苦労しながら活躍している。これらの人々の体験や指導法をお互いに見聞することも大切である。また、世界的に活躍した選手の体験談を聞くのも、明日への新たな活力になることだろう。

## 山梨県スポーツ指導者協議会の現状

副会長　土屋　金藏

当協議会は、県内におけるスポーツ指導者の意識を高揚し、指導者としての資質の向上と相互の連携を図り、県民スポーツの普及、発展に寄与することを目的として、平成二年二月十八日に設立された。

この目的を達成するため、① 県内スポーツ指導者の組織的指導体制の確立。② 各種講習会、研修会等の開催及び協力。③ 指導者相互の情報交換と資料の収集及び研究物の発刊。④ その他目的を達成するために必要な事業を行うこととしており、平成二年度は次の事業を実施している。

一 六月二十四日（日）総会において、事業計画、予算、役員補充を承認し、特別講演として、山梨中央銀行バレーボール部監督小池一仁氏と昭和町教育委員会大江至氏の体験発表が行われた。

二 七月七日（土）八日（日）全国スポーツ指導者連絡会議、関東地区ブロック会議が千葉市で開催され、講演「メンタルトレーニングと選手強化」霜礼次郎氏（日本体協スポーツドクター）、研究協議「指導者協議会組織のあり方について」、研修「日本エアロビクスセンター視察」が行われた。本県より四名参加し、平成三年度山梨県開催に備えた。

三 十一日十一日（日）研修会、講義「体力トレーニングの進め方」柳宏氏（都留文科大学講師）、実技1 ウォーミングアップ

（一）ストレッチ。2 動きのトレーニング（二）音楽体操

（二）リラクゼーション。3 ボールを使ったトレーニング。4 コンディショニング・エクササイズ（一）東洋医学による身体調整法。柳宏氏、工宮恵理子氏（青山学院女子短期大学）、研究協議「体力トレーニングについて」の情報交換を行った。

四 平成三年二月二十三日（土）実技講習会「スポーツによる外傷・障害について」如何に予防するか、適切に処置するか、今井立史先生（今井整形外科医院院長・県体協スポーツ医・科学委員会副委員長）を講師に迎えて実施した。この他、理事会の開催、全国スポーツ連絡会への参加がある。以上が事業の概況である。

当協議会の会員は平成二年十月一日現在で旧資格者百四十六名、新資格者百九十二名であり、移行講習会、養成講習会により年々増加していくが、この指導者の組織化や活用を如何にするか課題となってくる。指導者の活用に関するものとして、平成二年度市町村教育委員会、社会体育行政関係調査集計（山梨県教育委員会）を見ると、スポーツ教室の開設予定が、三百四十コース、指導者は二千百二十六名に達している。その内訳は競技団体所属七百三十六名、体育指導委員七百七十八名、市町村教委職員二百七十八名、スポーツ指導員五十三名、教員三十九名、その他二百七十九名となっている。

また、教室参加者数は三万五千三百三十名であり、余暇時間の増大や生活水準の向上により、今後、ますますスポーツに親しむ人々が増加し、スポーツに対するニーズも多様化してくるので質の高い指導者が必要である。従って、公認スポーツ指導者は運動・スポーツの知識や専門的技術を身につけることはもとより、対象の特性や要望に応じた適切な指導・助言ができる能力を身につけ、地域スポーツ振興の事業に、スポーツクラブの育成や各種スポーツ事業の企画・運営、競技力向上のための事業等に積極的に活動しなければならない。

### 「地域スポーツクラブ活動助成事業」についてお知らせ

#### 事業概要

#### 一 目的

国民のスポーツ振興を図る一環として、地域におけるスポーツクラブの指導者の活動に係わる経費の一部を助成し、地域住民のスポーツ活動の活発化を図ることを目的とする。

#### 二 内容

- ① 助成期間 毎年六月（翌年二月（延九か月間））を前期・後期に分け指導活動は、月最低四日とする。
- ② 各担当指導者は、活動日誌を作成し、年二回報告する。
- ③ 指導者の推薦対象は、本会公認スポーツ指導者で、地域スポーツクラブの指導活動並びに組織育成にあたろうとする者。ただし、過去指定された指導者は対象としない。

## 日本体育協会公認スポーツ指導者海外研修に参加して

渡辺 哲

公認スポーツ指導者海外研修団の一員として、イギリス、オランダ、ギリシアを訪問することができた。今回の研修においては、イギリスでは、スポーツ発祥の地としての現状と組織及び選手強化のシステム、オランダではスケートの施設、体協のシステム、ギリシアでは、オリンピックアカデミーとオリンピック運動、古代オリンピックの遺跡を中心研修してきた。

ここではおもに、イギリスのスポーツについて現状の一端を報告する。

イギリスのスポーツは単にクラブの結成の歴史だけではなく、スポーツ政策そのものと社会福祉政策、環境整備等を含めた歴史である。千九百七十二年に「SPORTS FOR ALL」が策定されたが、千九百八十二年に「社会のなかのスポーツきたるべき十年」という計画がだされ、国民スポーツは現在進行している。また、この国のスポーツ組織は、① S・C (SPORT COUNCIL) ② C·C·P·R (CENTRAL COUNCIL OF PHYSICAL RECREATION) ③ B·O·A (BRITAIN OLYMPIC ASSOCIATION) が中核であり、すべてのスポーツ団体、クラブを包括している。S・Cは千九百七一年に設立され、国の機関ではあるが、資金は政府、また民間からの援助により運営されており、最高責任者には、環境庁長官がなっている。S・Cは十地域に点在し、それぞれの地域で、① 施設の充実 ② スポーツ参加の促進 ③ 競技力の向上等を目的として活動している。勿論地方政府もこれらの活動に援助をしている。また、SPORT COUNCIL NATIONAL CENTERが全国五カ所にあり、独自のスポーツを設置し、英国代表選手の発掘と育成に力を注ぎ、特に近年になり若い世代から選手発掘育成を長期的展望にたち実施している。例えば、リリシャルズボーセンターでは、特にフットボール、体操、クリケット、卓球、ゴルフを重点競技とし、施設も整いチャンピオンシップを目指すトレーニングが進行している。

フットボールでは、フットボールスターシステムが千九百八十四年九月にスタートし、各地方・地域での大会を通してスカウトされた選手が二年間の寄宿舎生活を送り指導を受けている。このシステムは、G·M NATIONAL SCHOOLといわれ、資金はG·Mから援助されている。また、別のセンタークリスタルパレススポーツセンターでは、ダイビングの選手養成が「ミニジム」という幼児からの一貫指導を実施し、英國代表選手を育成している。このように、S·Cは政府の援助と民間の援助を積極的に受け、クラブの運営と選手育成、国民スポーツの普及等に力を注ぐとともに広報活動も広く行い、国民の意識高揚を図っている。

○平成二年度事業報告	○五月二十九日(火)	緑が丘スポーツ公園体育館会議室
○六月二十四日(日)	正・副会長会議	総会・特別講演
○六月十二日(火)	第一回理事会	スポーツ会館研修室
○七月七日(土)～八日	千葉県	
○十一月十一日(日)	全国スポーツ指導者連絡会議関東地区ブロック会議	総合婦人会館
○平成三年二月二十三日(土)	公認スポーツ指導者研修会 「体力トレーニングの進め方」	リバース和戸 実技講習会
○平成三年二月二十三日(土)	「スポーツによる外傷・障害について」	

## 山梨県スポーツ指導者協議会則

(名称) 第一条 本会は「山梨県スポーツ指導者協議会」と称する。

(事務局) 第二条 (財) 山梨県体育協会」におく。(以下「協議会」という。)

(目的) 第三条 この協議会の事務局を「甲府市緑が丘二丁八一一」

(財) 山梨県体育協会」におく。この協議会は、県内におけるスポーツ指導者の意識を高揚し、指導者としての資質の向上と相互の連携を図り、県民スポーツの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事業) 第四条 この協議会は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 県内スポーツ指導者の組織的指導体制の確立。
- 二 各種講習会、研修会等の開催及び協力。
- 三 指導者相互の情報交換と資料の収集及び研究物の発刊。
- 四 その他目的を達成するために必要な事業。

(組織) 第五条 この協議会は、(財)日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を有する者であつて、山梨県内に居住または勤務する者、及び(財)山梨県体育協会の役員、専門委員会委員の代表をもつて組織する。

(役員) 第六条 この協議会に次の役員をおく。  
会長 一名、副会長 若干名、理事 若干名、監事 2名

(会長・副会长) 第七条 会長・副会长は、総会で選任する。会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事) 第八条 理事は、総会において選出する。理事は、理事会を組織し、会務を議決し執行する。

(監事) 第九条 監事は、総会において選出する。監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期) 第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、再任は妨げない。

二 拠欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。三 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(理事会) 第十一条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長になる。

二 会長は、会員の三分の一以上から総会に付議すべき事項を示して理事会招集の請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。三 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会) 第十二条 総会は、毎年一回会長が招集する。

二 会長は、会員の三分の一以上から総会に付議すべき事項を示して総会招集の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。三 緊急な場合は、理事会をもつて総会にかえることができる。四 総会は、次の事項を審議決定する。  
(一) 事業計画、予算の決定  
(二) 事業報告、決算の認定  
(三) 役員の選出

(会計) 第十三条 総会は、次に掲げるものをもつてあてる。

(一) 会費 一人 千円  
(二) 補助金  
(三) その他の収入

二 協議会の会計は、監事が監査し、理事会及び総会の承認を得なければならない。三 協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(専門部会) 第十四条 協議会は、その目的を達成するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

二 専門部会に関する事項は、別に定める。  
(会則の変更) 第十五条 この会則の改廃は、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

付則 この会則は、平成二年二月十八日から施行する。